

令和7年度火災予防作品募集要項

1 趣 旨

火災の大半が、わずかな不注意等により発生していることや、高齢者が火災により多数亡くなっていることから、次代を担う少年少女や豊富な人生経験と知識を持つ高齢者を対象として火災予防作品を広く募集し、優秀な作品を発表するとともに、火災予防ポスターや防火標語の活用等により、県民に対する火災予防思想の啓発を図り、もって県民の安心・安全の確保に寄与する。

2 主 催 ・ 共 催 ・ 後 援

主 催 山 口 県
 公益財団法人 山 口 県 消 防 協 会
 山 口 県 消 防 ク ラ ブ 連 合 会
共 催 一般財団法人 山 口 県 消 防 設 備 協 会
 一般社団法人 山 口 県 危 険 物 安 全 協 会 連 合 会
後 援 山 口 県 教 育 委 員 会

3 応 募 要 領

(1) ポ ス タ ー の 部

ア 応 募 資 格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作 品

(ア) 課 題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン(※)の普及に関するもの。

※ 炎にふれても火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。

- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 画用紙の大きさは四つ切りとし、たて長で使用する。

(ウ) 応募は、1人1点とし、裏面に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記する。

(エ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。

(オ) 使用する色は、制限しない。

(カ) 文字は、入れても入れなくてもよい。

ウ 提 出 先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部（局）へ提出すること。

(2) 習 字 の 部

ア 応 募 資 格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作 品

(ア) 課 題

- | | | | |
|--------|-------|-------|----------------|
| ○小学生の部 | 1・2年生 | ----- | <u>ひ の も と</u> |
| | 3・4年生 | ----- | <u>火 の 用 心</u> |
| | 5・6年生 | ----- | <u>火 元 点 検</u> |

○中学生の部 以下のいずれかひとつとする。

防 災 訓 練

消 防 設 備

火 災 予 防

(イ) 書 体

○小学生の部は、楷書とする。

○中学生の部は、楷書又は行書とする。

(ウ) 学校名、学年、氏名を明記すること。

(エ) 紙は、半紙の大きさとする。

(オ) 応募は、1人1点とする。

ウ 提 出 先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部（局）へ提出すること。

(3) 絵 画 の 部

ア 応 募 資 格

県内の幼稚園及び保育所の園児（年長組に限る。）

イ 作 品

(ア) 火災予防に関するものであること。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 画用紙の大きさは四つ切りとする。

(ウ) 応募は、1人1点とし、裏面に、施設名、年齢、氏名（ふりがな）を明記する。

(エ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。

(オ) 使用する色は、制限しない。

ウ 提 出 先

施設ごとに取りまとめ、管轄の消防本部（局）へ提出すること。

(4) 防 火 標 語 の 部

ア 応 募 資 格

県内に居住する65歳以上（令和7年4月1日現在とする。）の者

イ 作 品

(ア) 課 題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン(※)の普及に関するもの。

※ 炎にふれても火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。

- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 別紙様式又はハガキによること。

(ウ) 応募は、1人1点とする。

(エ) ハガキで応募する場合は、作品（標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号を明記すること。

ウ 提 出 先

応募しようとする者が居住する管轄の消防本部（局）へ別紙様式を提出又はハガキにより郵送すること。

なお、応募しようとする者が居住する管轄以外の消防本部（局）に提出したものは、審査対象外とする。

(5) そ の 他

ア 応募する作品は、すべて自作の未発表のものとする。

イ 応募された作品は、原則、本人に返却しない。

ウ 著作権は、主催者に帰属するものであること。

エ （１）から（４）までの各作品の応募締切期日は、提出先に令和7年10月6日（月）17時必着とする。

4 審 査 要 領

(1) 第 1 次 審 査

ア 各消防本部（局）において、ポスター、習字、絵画、標語の部門ごとに提出された作品について審査会を開催し審査を行うものとする。

イ 3応募要領の規格外の作品については、審査対象外とする。

ウ 審査会における審査員の人数等について

(ア) ポスター、習字、絵画

審査員は5人程度とし、うち2人は図画又は習字の専門家を入れることが望ましい。

(イ) 標 語

審査員は5人程度を目安とする。

エ 審査会において、別表1「第2次審査（県）提出作品数」以内の点数の優良作品を選出し、令和7年10月29日（水）までに、県（消防保安課）に提出すること。

なお、防火標語については、過去に使用された全国統一防火標語や山口県防火標語最優秀作品と同一又は類似する作品を事前に選別し、審査対象外とする。

オ 応募締切期日については、各消防本部（局）が各地区の関係機関と協議の上、変更しても差し支えないが、県（消防保安課）への提出期日は厳守すること。

カ 第1次審査において選出した作品を各消防本部（局）が県（消防保安課）に提出する要領については、別に定めるものとする。

キ 県（消防保安課）への提出要領については、各消防本部（局）に後日通知する。

(2) 第 2 次 審 査

ア 県（消防保安課）において、各部門ごとに、各消防本部（局）から提出された作品を審査する。

イ 審査要領については、別に定めるものとする。

ウ ポスターの部の最優秀作品は、小学生の部、中学生の部のいずれか一方に住宅用火災警報器に関するものを選定する。

5 入 賞 の 取 扱 い に つ い て

入賞の範囲は、火災予防ポスターの部（小学生、中学生別）、火災予防習字の部（小学生、中学生別）、火災予防絵画の部及び防火標語の部ごとに、概ね次の表のとおりとする。

部 門 別 入 賞 点 数 一 覧 表

賞	部 門 別						計
	ポスター		習 字		絵 画	防火標語	
	小学生	中学生	小学生	中学生	幼稚・保育園児	高齢者	
最優秀	1	1	1	1	—	1	5
優 秀	4	4	4	4	10	2	28
優 良	10	10	10	10	—	4	44
合 計	15	15	15	15	10	7	77

（注） 県（消防保安課）に提出された作品のうち、選外となったものは、すべて入選とする。

ただし、絵画のみ、優秀以外は、すべて優良とする。

6 発 表

入賞発表は、令和7年度中とし、各消防本部（局）に審査結果を通知する。

あわせて、県（消防保安課）ホームページにおいても審査結果を掲載する。

なお、ポスターの部及び防火標語の部の各最優秀作品については、令和8年の山口県火災予防ポスターに使用する予定である。

その際、防火標語の部の最優秀作品は、そのテーマに即した内容のポスターに使用し、もう一方のポスターには、防火標語の部の他の上位作品から、ポスターのテーマに即した内容のものを選定して使用する予定である。

別紙様式

住 所	〒		
(フリガナ) 氏 名	()	生年 月 日	年 月 日 (西暦標記による)
電 話		年齢	才
標 語 (1点)			

第 2 次 審 査 （ 県 ） 提 出 作 品 数

部 門	応 募 作 品 点 数	第 2 次 審 査 （ 県 ） 提 出 作 品 点 数 （ 上 限 ）
ポスター（小学生）	5 0 0 点以上	6 点
	2 0 0 点以上 5 0 0 点未満	5 点
	1 0 0 点以上 2 0 0 点未満	4 点
	6 0 点以上 1 0 0 点未満	3 点
	6 0 点未満	2 点
ポスター（中学生）	2 0 0 点以上	5 点
	1 0 0 点以上 2 0 0 点未満	4 点
	6 0 点以上 1 0 0 点未満	3 点
	6 0 点未満	2 点
習字（小学生）	1, 2 0 0 点以上	8 点
	8 0 0 点以上 1, 2 0 0 点未満	6 点
	6 0 0 点以上 8 0 0 点未満	4 点
	4 0 0 点以上 6 0 0 点未満	3 点
	4 0 0 点未満	2 点
習字（中学生）	2 0 0 点以上	6 点
	1 5 0 点以上 2 0 0 点未満	5 点
	1 0 0 点以上 1 5 0 点未満	4 点
	3 0 点以上 1 0 0 点未満	3 点
	3 0 点未満	2 点
絵 画	3 0 0 点以上	6 点
	2 0 0 点以上 3 0 0 点未満	5 点
	1 0 0 点以上 2 0 0 点未満	4 点
	5 0 点以上 1 0 0 点未満	3 点
	5 0 点未満	2 点
防 火 標 語	5 0 点以上	5 点
	1 5 点以上 5 0 点未満	3 点
	1 5 点未満	2 点

